



事業報告書 附属明細書

令和 7(2025)年度



学校法人医療創生大学

事業報告書の附属明細書

令和 7 年度事業報告には、私立学校法施行規則第 29 条第 3 項に規定する「事業報告書の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。